

移住促進補助金

飛驒市移住支援サイト
「飛驒に暮らす」



都市部からも遠く、冬は雪も多くて厳しい岐阜県飛驒市。
でもたった一度の人生。飛驒を選んでくれる人がある。
飛驒市では移住を考えてくださる方に寄り添い
「きっかけ」や「おうえん」になるような
補助制度を用意しています。

移住コンシェルジュにご相談ください！



私達が
あなたの移住を
全力で
サポートします！

各補助金ごとに申請期限や条件がありますので、
まずは担当課にお問い合わせください。

Point!

移住奨励品

飛驒市へ移住された方に
さるぼぼコイン（電子地域通貨）又は
古川町商品券 若しくは
神岡商店会連合会商品券を支給

単身世帯：**10万円**

2名以上の世帯：**15万円**

商品券



移住検討交通費補助金

飛驒市への移住を検討するため、移住前に飛驒市を来訪し、飛驒市
移住コンシェルジュの案内又は飛驒市住むとこネット登録事業者の
案内による空き家等の見学を行った方

下表に定める定額
一世帯あたり2回まで **最高 1万円**

住 所 地	補助金（定額）
岐阜県下呂市、岐阜県高山市、岐阜県大野郡白川村	対象外
富山県、上記以外の岐阜県内市町村	3,000円
新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県	5,000円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県	8,000円
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10,000円



移住体験宿泊費補助金

飛驒市での移住体験を目的に市内の対象宿泊施設
（一棟貸宿泊施設又は民泊施設）で1泊以上宿泊した方の宿泊費用

1回あたり宿泊費総額 1/2 以内
1世帯あたり2回まで **上限 3万円**

※対象施設については市HPまたは総合政策課までお問い合わせください。



引越し費用補助金

移住者のうち飛驒市に引越した日から1ヶ月以内に転入の届出をし、
引越しをする際に運送業者を利用した方

総額 1/2 以内
1世帯あたり1回限り **上限 5万円**



支援メニューは
この他にも！

裏面をチェック！

飛騨市移住促進補助金

お問合せ先

▶総合政策課 ☎0577-73-6558

ペーパードライバー講習費用補助金

移住者のうち自動車学校でペーパードライバー講習を受講した方

1人2回まで **費用全額**



雪国デビューパック補助金 (除雪用具)

移住者本人が使用する為に購入した除雪用具費用。
豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から
飛騨市に転入した移住者 ※飛騨市内業者からの購入品に限る。

総額 1/2 以内
1世帯につき1回限り **上限 1万円**



転入準備品支援事業補助金



移住者のうち飛騨市に住所を有する保育園や小中学校へ入園入学在籍する児童の保護者へ入園入学後通常必要となる物品の購入費用を支給。

※飛騨市内での取り扱いが無い物品を除き原則飛騨市内業者からの購入品に限る。

※対象となる購入品については総合政策課までお問い合わせください。

保育園等 **1万円** 小学校 **2万円** 中学校 **6万円**

雪国デビューパック補助金 (スタッドレスタイヤ)

移住者本人が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ及びホイールの費用。豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から飛騨市に転入した移住者 ※飛騨市内業者からの購入品に限る。

車両1台につき総額 1/2 以内
1世帯につき1回限り **上限 3万円**



飛騨市移住者優遇補助一覧

▶各担当課にお問合せください。

米10俵プロジェクト

市外からの転入と定着の促進を図るため、
移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。

次のいずれにも該当する方

- ①転入してから3年以内に、住宅を取得した方
- ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方
- ③市内に2親等以内の親族がいない方 他



1世帯1年度あたり

1俵 (60kg) の米を10年間贈呈

担当課：総合政策課 ☎0577-73-6558

就職奨励金

市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・Uターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。

次のいずれかを満たし、市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方(対象外の業種あり)

①学卒者等就職者…
中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方

②Uターン就職者…

飛騨市に転入と就職を3年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方

①と②共に **7万円**



担当課：商工課 ☎0577-62-8901

住宅新築・購入支援助成金

最大 **230万円**

(例) 飛騨市住むとこネット掲載物件を20,000千円で取得。市内業者にてリフォームの場合
基本額 30万円 + ①転入世帯 50万円 + ③改修工事費上限 150万円 = 230万円

市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。

飛騨市内に定住する目的で省エネ住宅を取得する方(契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象)

次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額(最大230万円 ※新築または購入価格が上限)

■基本額

- ①住宅取得額1千万円未満 10万円
- ②住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円
- ③住宅取得額2千万円以上 30万円

■加算額

- ①転入世帯 50万円(単身赴任で転出している場合を除く)
- ②市内業者の新築施工 30万円(建売住宅購入を含む)
- ③移住世帯の住宅改修工事費の1/3(上限額150万円)



担当課：都市整備課 ☎0577-73-0153

住宅取得等資金利子補給金

次のいずれにも該当する方

- ① 転入してから3年以内に住宅を取得又はリフォームした方
 - ② 市内に事業所を有する金融機関から借り入れた方 他
- ※ローン借り入れ後速やかに認定申請をする必要があります。

住宅取得やリフォームの際に借り入れた住宅ローン(リフォームローン含む)に対する利子補給。

ローン支払い開始から36月分

年利1%相当額の利子を補給

担当課：総合政策課 ☎0577-73-6558



●飛驒市移住促進補助金（担当課：飛驒市移住支援センター（総合政策課） 0577-73-6558）

	補助制度等名称	対象者等	補助等の金額
	移住検討交通費補助金	飛驒市への移住を検討するため、移住前に飛驒市を来訪し飛驒市移住コンシェルジュの案内又は飛驒市住むとこネット登録事業者の案内による空き家等の見学を行った者	下記表①に定める定額。一世帯あたり2回まで。
	移住検討宿泊費補助金	移住体験を目的に市内の対象宿泊施設（下記表②）で1泊以上宿泊した者の宿泊費用 ※飛驒市移住コンシェルジュの案内又は飛驒市住むとこネット登録事業者の案内による空き家等の見学が必要	総額 1/2 以内 1回あたり上限 30,000 円 1世帯2回まで
	移住奨励品	飛驒市へ移住（転入）された方が対象。さるぼぼコイン（地域通貨）又は古川町商品券若しくは神岡商店会連合会商品券を支給	単身世：10万円 2名以上の世帯：15万円
	転入準備品支援事業補助金	① 飛驒市に住所を有する保育園等の入園の認定があった園児の保護者 ② 飛驒市に住所を有する市内小中学校に在籍する交付対象児の保護者 ※ 飛驒市内での取り扱いが無い物品を除き原則飛驒市内業者からの購入品に限る。	① 保育園等 1万円 ② 小学校 2万円 中学校 6万円
	引越し費用補助金	移住者のうち飛驒市に引っ越した日から1ヶ月以内に転入の届出をした者で、引越しをする際に運送業者を利用した者	総額 1/2 以内 上限 50,000 円 1世帯1回限り
	ペーパードライバー講習費用補助金	移住者のうち自動車学校でペーパードライバー講習を受講した者	1人2回まで（全額）
	雪国デビューバック補助金（除雪用具）	移住者本人が使用する為に購入した除雪用具費用。豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から飛驒市に転入した移住者 ※ 飛驒市内業者からの購入品に限る。	総額 1/2 以内 上限 1万円 1世帯につき1回限り
	雪国デビューバック補助金(スタッドレスタイヤ)	移住者本人が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤの費用。豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から飛驒市に転入した移住者 ※ 飛驒市内業者からの購入品に限る。	車両1台につき 総額 1/2 以内上限 3万円かつ1回限り

●移住者優遇補助（※抜粋）

	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
	移住者への米贈呈事業 (米10俵プロジェクト事業)	地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。	次のいずれにも該当する方 ①転入してから3年以内に、住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方 ③市内に2親等以内の親族がいない方 他	1世帯1年度あたり1俵（60kg）の米を10年間贈呈	総合政策課 0577-73-6558
	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方（対象外の業種あり） ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛驒市民として就職した方 ③ U I ターン就職者…飛驒市に転入と就職を3年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方	奨励金として7万円	商工課 0577-62-8901
	住宅新築・購入 支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。	飛驒市内に定住する目的で省エネ住宅を取得する方（契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象） 令和5年度申請する方は令和7年3月末までに取得の手続きを終える住宅 令和5年6月30日までに建築確認済証が交付または建築工事届が受理された住宅は、省エネ基準は対象としない。 但し、令和5年7月1日以降に建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合は、断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅が対象となる。	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大230万円 新築又は購入価格が上限） ■基本額 ①住宅取得額1千万円未満 10万円 ②住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円 ③住宅取得額2千万円以上 30万円 ■加算額 ①転入世帯 50万円（単身赴任で転出している場合を除く） ②市内業者の新築施工 30万円（建売住宅購入を含む） ③移住世帯の住宅改修工事費の1/3（上限額150万円）	都市整備課 0577-73-0153
	移住者住宅取得等資金 利子補給金	移住者が市内に住宅を新築、購入又は改修するために金融機関から融資を受けた際の利子の一部を補給します。	転入の日から前後3年以内に生活の本拠とする住宅を取得した移住者の方で、金融機関から住宅ローン（リフォームローン含む。）を借り入れて、当該住宅の取得、または転入の日から3年以内に当該住宅の改修工事を行った方。	1月から12月までに支払った住宅ローン（リフォームローン含む。）の利子のうち、年利1パーセントに相当する額を36ヶ月間	総合政策課 0577-73-6558

表①

住 所 地	補助金（定額）
岐阜県下呂市、岐阜県高山市、岐阜県大野郡白川村	対象外
富山県、上記以外の岐阜県内市町村	3,000 円
新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県	5,000 円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県	8,000 円
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10,000 円

表②

市内対象宿泊施設			
古川町	一棟貸し ①式之町 YARD ②IORI SETOGAWA ③IORI GOTO ④IORI KAWANAKA ⑤IORI ICHINOMACHI ⑥IORI SETOGAWA ⑦IORI YAMAGUCHI ⑧吉城の郷 馬出し橋 ⑨吉城の郷大日の宿		
	⑩吉城の郷 ふるかわ ⑪吉城の郷 小島屋 ⑫CHAKRA ⑬数寄屋・末広の家		
	その他 ①Yamanami ②vegi garden ③HIDAIE ④SATOYAMA STAY TONO-MACHI ⑤SATOYAMA STAY NINO-OMACHI ⑥民宿スマイル ⑦FabCafe Hida		
河合町	その他 ①民泊 TOMO	宮川町	その他 ②いずみ ③Co-Co minpa’ ④上林邸